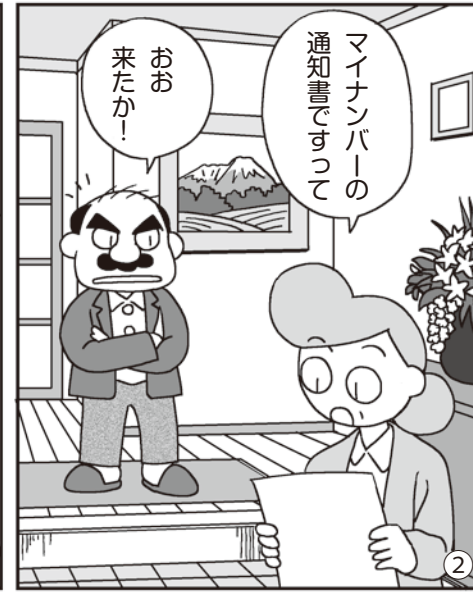


# マイナンバー制度が はじまります！



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

マイナンバーとは、国民の暮らしをもっと便利にするために平成27年10月から日本国内の全国民に通知される12桁の番号です。また、法人には1法人にひとつの番号(13桁)が割り当てられます。マイナンバーが届いたら、大切に保管しておきましょう。



平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面などで必要となります。

<p><b>災害対策</b></p> <p>防災や災害対策に関する事務 被災者への生活再建支援金給付 被災者台帳の作成事務 など</p>	<p><b>税務関係の手続き</b></p> <p>確定申告書などの 税務署に提出する書類や 都道府県や市町村に 提出する書類などに記載 など</p>	<p><b>社会保障関係の手続き</b></p> <p>雇用保険の資格取得や 確認、給付 ハローワークの事務 医療保険の給付の請求 福祉分野の給付 生活保護 など</p>
--	---	---

※上記のほか、地方公共団体が条例で定める事務に使用する場合などがあります。



## マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすい社会を目指します。

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方自治体で分散管理している情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

### 公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っているかたへのきめ細かな支援ができます。



### 国民の利便性の向上

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。(平成29年1月～) 福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続きも簡素化され、国民の負担が軽減されます。(平成29年7月～)



### 行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに対応できるようになります。被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



### 【問合せ】鳥取県 情報政策課

電話 0857-26-7094 ファクシミリ 0857-26-8289

内閣官房 マイナンバーのホームページ

【制度実施の流れ】マイナンバー制度は運用スケジュールに従って段階的に実施されていきます。平成27年10月はマイナンバーの通知が行われます。

